

那覇市工事請負等指名競争入札心得

(趣旨)

第1条 那覇市(那覇市上下水道局を除く)において行う工事請負等指名競争入札の取扱いについては、別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札保証金)

第2条 指名競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、見積もる契約金額(単価による入札にあっては、見積単価に予定数量を乗じて得た額とする。)の100分の5以上の入札保証金を入札前に納付しなければならない。ただし、市長が認める場合は、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

(入札)

第3条 入札参加者は、仕様書、図面、現場等を熟知のうえ、入札しなければならない。

2 入札書は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。(電子入札システムによる入札の場合は、那覇市電子入札運用基準(以下、「電子入札運用基準」という。)による。)

3 紙入札により入札に参加する者(以下「紙入札業者」という。)は、「紙入札参加承認願」を提出し、発注者から紙入札による入札参加の承認を受けなければならない。(紙入札の指定がある案件を除く。)

4 入札参加者が所定の時刻に遅れたときは、入札を認めない。ただし、他の入札参加者の投入が始まるまでの間は、この限りではない。

5 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

6 入札参加者は、本市から工事費内訳書の提出の請求があった場合には、入札書に添付してこれを提出しなければならない。

7 郵便による入札は、これを認めない。

(代理人による入札)

第4条 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

2 委任状は必要な事項を記載し、委任者及び受任者記名押印のうえ提出するものとする。

(入札秩序の維持)

第5条 市長は、入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をするおそれがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させることができる。

(提出した入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者は、投入した入札書及び工事費内訳書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は当該入札は無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 日付を欠く入札、又は入札の年月日と合わない入札

(4) 記名押印を欠く入札(代表者印は登録印、代理人印は認め印可)(電子入札システムによる入札の場合は電子入札運用基準による。)市に登録した所在地、商号又は名称、代表者氏名、代表者印、使用印といずれかが異なる入札(ただし、既に株主総会や法人登記等でいずれかの変更が実質的に終了している場合は、その限りでない。)

(5) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(7) 入札時に失効事由が生じているICカード(実際の代表者氏名、商号又は名称が異なる者)を使用してした入札

(8) 工事費内訳書の提出の請求があった場合において、入札書に工事費内訳書の添付がない入札

- (9) 工事費内訳書の内訳価格と入札金額が一致しない入札又は未記入など不備がある工事費内訳書が添付された入札
- (10) 封筒に2通以上の入札書又は工事費内訳書が入っている入札
- (11) 明らかに連合によると認められる入札
- (12) 同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (13) その他入札の条件に違反した入札

(落札者の決定)

第8条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その他の者を落札者としてすることができる。

- 2 あらかじめ最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 3 落札者が決定したときは、その旨を文書又は口頭で落札者へ通知する。(電子入札システムによる入札の場合は、電子入札運用基準による。)
- 4 先に執行した入札が何らかの事情により落札決定が保留となった場合には、後に執行する入札の入札書は全て開札し、その結果、落札候補者が先に執行した入札の落札候補者と同一のときは、先に執行した入札の落札者が決定するまで、当該案件の落札を保留とすることができる。

(同価格の入札参加者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第9条 落札となるべき同価格の入札参加者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。この場合、入札参加者はくじを引くことを辞退することはできない。(電子入札システムによる入札の場合は、電子入札運用基準による。)

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(落札後の手続)

第10条 落札者は、第9条第3項の通知を受けた日から7日以内に契約書、契約保証金その他契約に必要な関係書類を提出しなければならない。

(入札保証金の没収)

第11条 入札保証金は、落札者が落札の通知を受けた日から7日以内に契約を締結しないときは、本市に帰属するものとする。

(公正な入札の確保)

第12条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第13条 入札参加者が連合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

- 2 第14条第1項により、入札の執行前に入札しようとする者が一人であることを入札参加者が知りえる場合は、当該入札を取りやめる。

(入札の辞退)

第14条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行の前には、入札辞退届を法制契約課に直接持参して行う。(電子入札システムに

よる入札の場合は、電子入札運用基準による。)

(2) 入札執行中に当たっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。(電子入札システムによる入札の場合は、電子入札運用基準による。)

3 入札辞退届を提出した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(異議の申立て)

第15条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。